

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年6月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600130号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600050号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年3月30日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和60年3月30日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和60年3月30日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月30日から同年4月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和60年3月の厚生年金保険加入記録がない。昭和60年3月31日までA社に勤務し、同年4月1日にB社に異動した。両社は、形式的には別会社であるが実質的には一つの会社であり、給与の支給明細は同じ様式を使用し、事務担当者も同じであった。また、所持する支給明細では、昭和60年3月分の厚生年金保険料は給与から控除されている。調査の上、A社における資格喪失日を昭和60年4月1日に訂正し、同年3月を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与の支給明細、雇用保険の加入記録並びにA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時の事業主(以下「元事業主」という。)及び複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間において同社及びB社に継続して勤務し(昭和60年4月1日にA社からB社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のい

ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の支給明細により確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日について、社会保険事務所（当時）に対しどの日付を届け出たか不明であるが厚生年金保険料は納付したと思うと回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500945号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600052号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を17万円、平成17年6月30日の標準賞与額を15万5,000円、同年12月16日の標準賞与額を17万5,000円、平成18年6月28日の標準賞与額を16万5,000円、平成19年6月29日の標準賞与額を17万5,000円、同年12月19日の標準賞与額を18万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日、平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日、平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月28日
⑤ 平成19年6月29日
⑥ 平成19年12月19日

A社に勤務していた請求期間①から⑥までの期間に支給された賞与が、国の厚生年金保険の記録から抜け落ちている。調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、B市役所からの請求者に係る所得照会(回答)、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し、複数の同僚のオンライン記録及びA社の経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間①、②及び③に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間④及び⑥について、上記資料及び陳述並びに請求者の給与振込口座に係るC銀行から提出された同行D支店における請求者の流動性預金取引明細表から判断すると、請求者は、請求期間④及び⑥に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、B市役所からの請求者に係る所得照会（回答）、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し及びA社の経理担当者の陳述から、請求期間④及び⑥に係る標準賞与額については、上記資料及び陳述並びに請求者の給与振込口座に係るC銀行から提出された同行D支店における請求者の流動性預金取引明細表から、請求期間①の標準賞与額を17万円、請求期間②の標準賞与額を15万5,000円、請求期間③の標準賞与額を17万5,000円、請求期間④の標準賞与額を16万5,000円、請求期間⑥の標準賞与額を18万5,000円とすることが妥当である。

請求期間⑤について、請求者の給与振込口座に係るC銀行から提出された同行D支店における請求者の流動性預金取引明細表、B市役所からの請求者に係る所得照会（回答）、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し、複数の同僚のオンライン記録及びA社の経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、当該期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記資料及び陳述から、17万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答はなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500860号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600054号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を26万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に26万1,546円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。ところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、26万1,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500999号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600013号

第1 結論

昭和45年12月から昭和49年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年12月から昭和49年3月まで

私は、昭和49年4月にA町(現在は、A市)のB社に就職するまでは国民年金に加入していなかったが、B社に就職した後、B社職員から呼び出され、遡って国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するよう勧められたため、初任給をもらった同年5月頃にA町の役場内にて国民年金の加入手続きを行い、同時に請求期間に係る国民年金保険料を現金で一括納付した。その際に年金手帳及び領収書はもらわなかった。請求期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和49年4月にA町のB社に就職した後、B社職員から呼び出され、国民年金に遡って加入し、国民年金保険料を納付するよう勧められたため、初任給をもらった同年5月頃にA町の役場内にて国民年金に加入し、同時に請求期間に係る国民年金保険料を現金で一括納付したと主張している。

しかしながら、B社は、請求期間当時、同社では採用した正職員に対し国民年金の加入勧奨及び納付勧奨の実施はしていないと回答している上、請求者は、請求者を呼び出したB社職員、国民年金の加入を勧めたB社職員の名前の記憶もなく、納付金額については不明と回答していることから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、提出した年金手帳以外には年金手帳を受け取ったことはないと陳述しているところ、当該年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年5月頃に払い出されたものと推認され、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続きが行われたと考えられる上、請求者から提出された年金手帳、A町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、請求者は昭和51年7月1日に強制加入被保険者の資格を取得していることから、請求期間は未加入期間であり、制度上、

国民年金保険料を納付することができない。

さらに、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500660号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600051号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のD社E事業所(A社B事業所より昭和20年4月に名称変更。現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和17年6月1日から昭和19年4月1日まで
② 昭和20年11月1日から昭和21年10月7日まで

私の父(訂正請求記録の対象者)は、昭和17年4月にA社B事業所に入社し、平成元年11月20日まで同事業所に継続して勤務していた。昭和17年6月以降については、給与から厚生年金(労働者年金)保険料を控除されていたので、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録がないことには納得できない。請求期間①は、同事業所でFを作っており、請求期間②は、G駅において荷捌き作業をしていた。請求期間①及び②の勤務を示すものとして、勤続35年の表彰状を提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、C社は、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している上、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間①に係る訂正請求記録の対象者の被保険者記録は確認できない。

また、前述の被保険者名簿により、請求期間①の期間中に被保険者資格を有する者のうち、連絡先が判明した複数の同僚に照会したが、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務の実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について、請求者の主張を裏付けするような回答を得ることができない。

さらに、請求者は、H連合会（現在は、I連合会）が昭和53年3月23日付けで訂正請求記録の対象者に授与した表彰状について、訂正請求記録の対象者がA社B事業所に昭和17年4月1日から勤務し、昭和52年3月に勤続35年を迎えたため、昭和53年3月に表彰されたものであり、C社も、当該表彰状について同社に35年勤務していたため表彰されたものであることを認めていると主張している。しかし、C社は、請求者が提出した表彰状について、当該表彰状が勤続35年の表彰状であると認めた事実はなく、勤続35年を表彰したものであるかについても確認できない旨回答しており、I連合会も、当該表彰状は同一事業所に引き続き20年以上勤務した労働者に対し、その労働者の勤務先からの推薦により授与するものであることから、少なくとも勤続20年の証明になるが、勤続35年を証明するものにはなり得ない旨回答している上、当該表彰状には、訂正請求記録の対象者のA社B事業所における勤務期間及び勤続年数についての記載はない。

請求期間②について、C社は、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している上、D社E事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間②に係る訂正請求記録の対象者の被保険者記録は確認できない。

また、前述の被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者と同様にD社E事業所の厚生年金保険被保険者資格を昭和20年11月1日に喪失した者は200人以上にのぼることが確認でき、そのうち訂正請求記録の対象者と同様に昭和21年10月に同社において被保険者資格を再取得した者が20人いることが確認できることから、当該再取得者のうち連絡先が判明した複数の同僚に照会したが、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務の実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について、請求者の主張を裏付けするような回答を得ることができない。

さらに、請求者は、表彰状を請求期間②を含む、勤続35年を示すものと主張しているが、前述のとおり、これにより当該期間における勤務を確認することはできない。

このほか、訂正請求記録の対象者に係る請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500959号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600055号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年9月21日から平成23年1月1日まで

A社には、平成22年9月21日から平成23年4月30日まで継続して勤務したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がなかったため、事業主に請求期間の加入手続きをお願いし、年金事務所で加入手続きを取ってもらった。しかしながら、請求期間の厚生年金保険の記録は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与明細書及び平成22年分給与所得の源泉徴収票並びにA社から提出された平成22年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、請求期間にA社から請求者に給与が支給されたことが確認できる。

しかしながら、上記給与明細書、平成22年分給与所得の源泉徴収票及び平成22年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿からは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことが確認できる上、事業主も、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨回答している。

なお、請求者は、年金記録訂正請求書において、厚生年金保険は、事業主からの要請を承諾して、平成23年1月から加入したとしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600002号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600056号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和29年4月1日から昭和30年4月1日まで
② 昭和30年4月1日から昭和31年4月1日まで

C県D市E地区所在のA事業所には、昭和29年4月1日から昭和30年3月31日まで勤務し、C県F市所在のB事業所には、昭和30年4月1日から昭和31年3月31日まで勤務したが、それぞれの事業所での厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が当該期間に勤務していたとするA事業所は、所在地とするC県D市において法人登記が確認できず、事業所検索システム及びオンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所としての記録がない上、請求者は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、請求者の当該期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、C県G組合では、昭和40年の組合設立時における組合員の記録の中にA事業所の記録はないと回答している。

なお、オンライン記録により、A事業所と類似の名称の事業所がC県D市以外において複数存在していることが確認できたものの、それらの事業所は請求期間後に厚生年金保険の適用事業所となっている。

このほか、請求者が請求期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料もなく、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者が当該期間に勤務していたとするB事業所は、所在地とするC県F市において法人登記が確認できず、事業所検索システム及びオンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所としての記録がない上、請求者は、事業主の氏名を記憶しておらず、自身が氏名を記憶している同僚二人は既に亡くなっている旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、C県G組合では、昭和40年の組合設立時における組合員の記録の中にB事業所の記録はないと回答している。

なお、C県F市においてB事業所と類似の名称のH社の法人登記は確認できたものの、H社は、事業所検索システム及びオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録はない。

さらに、オンライン記録により、B事業所と同一の名称の事業所が他県に存在していることが確認できたものの、同事業所は請求期間後に厚生年金保険の適用事業所となっている。

このほか、請求者が請求期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料もなく、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600138号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600053号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月

A社(現在は、B社)から、平成18年4月に賞与が支給され厚生年金保険料を控除されていたが、記録がないので、当該賞与を記録し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

B社は、関係資料は保管されておらず、請求に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、請求者も賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、C銀行本店営業部から提出された請求者に係る月中取引一覧表によると、平成18年4月において、給与の振込が確認できるものの、賞与の振込については確認できない。

さらに、D健康保険組合は、請求者に係る平成18年4月の賞与記録はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。